

令和6年度

薬剤師奨学金の募集要項

公立宍粟総合病院

奨学金貸与の概要

公立宍粟総合病院薬剤師修学資金制度は、薬剤師の確保を図り地域医療の充実に資するため、将来、公立宍粟総合病院において薬剤師としてその業務に従事しようとする学生に対して、修学及び入学に要する資金を無利子で貸与する制度です。

貸与を受けた修学生は、貸与を受けた期間と同じ期間（貸与期間が4年未満の場合は4年間）、公立宍粟総合病院の薬剤師としてその業務に従事した場合は、貸与金の返還が免除されます。

令和6年度修学生の募集は、下記の要領で実施します。

1. 貸与を受ける者の要件

貸付を受ける者は、次の全ての要件を備えていなければなりません。

- (1) 薬剤師を養成するための学校に入学する、または在学している者
- (2) 将来、薬剤師として公立宍粟総合病院に勤務する意志を有している者
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当していないこと。

2. 貸与の対象者

貸与を受けられる者の要件を満たした者の中から、選考により決定した者。

※ 他の医療機関に勤務することにより奨学金の返還が免除されるなど、勤務条件のある同種の奨学金等を受けている者は貸与の対象となりません。

3. 募集人数 募集人数は1名

4. 奨学金の種類と貸付額

- 修学資金奨学金 月額5万円
- 入学資金奨学金 入学金として納める額の1/2（ただし限度額12万円）

5. 奨学金の貸与期間

- 修学資金奨学金 貸与決定の月から学校を卒業する月まで
※ 正規の修学期間を限度とします。
- 入学資金奨学金 入学する年度の1度限り
※ 入学資金奨学金のみの貸与は受けられません。

6. 貸与の方法

入学資金奨学金については入学する年度の4月末までに、修学資金奨学金については毎月月末または半期単位での前払い（4月末と10月末）とします。どちらの場合も修学生本人の口座へ入金するものとします。

7. 貸付申請の方法

次の書類を持参又は郵送にて提出してください。

- (1) 薬剤師修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) 入学する者にあつては入学金等納入明細及び薬学科等であることがわかる書類の写し。在学している者にあつては在学証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 連帯保証人の印鑑証明及び直近の源泉徴収票の写し又は所得証明

8. 募集期間

令和5年2月5日（月曜日）から3月15日（金曜日）まで。

9. 貸与の決定

薬剤師修学資金貸与申請書及び面接により貸与を決定し、その結果を申請者及び連帯保証人に文書で通知します。

※ 面接は、申請書受付後、日時を指定し実施します。

10. 連帯保証人

貸与申請には、連帯保証人1名が必要です。

連帯保証人は、一定の収入を有し、かつ独立の生計を営んでいる者でなければなりません。

11. その他

- 募集期間を定めていますが予定人員を満たすまで随時受付します。
- 貸与決定者には、貸与決定通知に振込口座届を同封します。申請者本人名義の口座を準備しておいてください。
- 貸付期間中は、毎年4月15日までに在学証明及び成績証明書の提出が義務付けられているほか、休学、停学、退学など学業に関する事項や住所変更や連帯保証人の変更等には届出が必要となります。貸与決定通知に同封する「修学生のしおり」を確認してください。
- 学業成績が著しく不良の場合や修学資金の貸与を辞退した場合など、貸与した奨学金の返還が発生することがありますので、予めご了承ください。